

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 人を対象とする研究倫理規程

(目 的)

第1条 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学（以下、「本学」という。）研究倫理綱領に基づき、人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について、倫理指針及び研究計画の審査に関する基準及び関連諸事項を定める。

(研究の基本)

第2条 研究者が人を対象とする研究を行う場合、個人の生命・尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段でその研究を遂行しなければならない。

2. 研究者が人を対象とする研究を行う場合、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的若しくは精神的負担又は苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定 義)

第3条 本規程において用語の意義は以下に定める。

(1) 「人を対象とする研究」とは、人又は人由来試料を対象とし、個人の行動・心身・環境などに関する情報及びデータなど（以下、「個人の情報又はデータなど」という）を収集・採取して行う研究をいう。

(2) 「研究者」は次の者とする。

(i) 本学の専任教員

(ii) 本学の名誉教授

(iii) 本学の研究生・委託生・研究員

(iv) 本学の専任教員と協働で研究を行うすべての者

(v) 本学の非常勤講師

(3) 「研究対象者」とは研究のために個人の情報又はデータなどを提供し、研究対象となる者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が個人の情報又はデータなどを収集又は採取する場合、研究者は研究対象者に対して研究目的・研究計画及び研究成果の発表方法などについて研究対象者が理解できることばで説明しなければならない。

2. 研究者は個人の情報又はデータなどを収集又は採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的若しくは精神的負担又は苦痛が予見される場合、その予見される状況を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

3. 研究者が個人の情報又はデータなどを収集・採取する場合、予め研究対象者の同意を得ることを原則とする。

4. 「研究対象者の同意」には個人の情報又はデータなどの取扱い及び発表の方法などに関する事項を含むものとする。

5. 研究者は研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報又はデータなどの開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

6. 研究者は研究対象者が同意する能力がないと判断される場合、及び未成年（ただし本学に籍を置く学生を除く）の場合、本人に代わる者から同意を得なければならない。

7. 研究対象者からの同意は原則として文書により行い、研究者はその記録を作成の日から起算して最低5年間保管しなければならない。

8. 研究者は研究対象者が同意を撤回した場合、当該個人の情報又はデータなどを廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第5条 研究者が第三者に委託し、個人の情報若しくはデータなどを収集又は採取する場合、本基準の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

(研究計画などの審査)

第6条 「人を対象とする研究倫理審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を、学長のもとに設置する。

2. 委員会は研究者からの申請に基づき、研究計画などの審査を行う。

3. 委員会の規程は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は両教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、2015年3月6日から施行する。

2. この規程は、2017年4月1日から施行する。

3. この規程は、2021年4月1日から施行する。

4. この規程は、2022年4月1日から施行する。

[SCD-2-01-096-20220401]